

工事契約約款 (E&I)

第1条(総則)

- 1 顧客(以下「発注者」という。)及び日本エア・リキード合同会社(以下「受注者」という。)は、おのおの対等な立場において、この約款、注文書・注文請書に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、適用ある法令を遵守し、この契約(この約款、注文書・注文請書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。)を履行する。
- 2 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。

第2条(工事計画書及び工程表)

受注者は、設計図書に基づく工事計画書及び工程表を作成し、契約成立後速やかに発注者に提出する。

第3条(関連工事との調整)

- 1 発注者は、発注者の発注にかかる第三者の施工する他の工事で受注者の施工する工事と密接に関連するもの(以下「関連工事」という。)について、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、発注者及び受注者は、第三者の施工が円滑に進捗し、完成するよう協力するものとする。
- 2 前項に定める関連工事の調整に基づき、この工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止したときは、発注者と受注者は協議のうえ工期又は請負代金額を変更するものとする。

第4条(権利義務の譲渡)

- 1 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。
- 2 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、工事目的物並びに工事現場に搬入した工事材料(いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。)及び建設機械器具を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第5条(一括委任又は一括下請負の禁止)

受注者は、一括してこの工事の全部又は主要な部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条(特許権等の使用)

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、建築設備の機器、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わな

なければならない。ただし、発注者がその工事材料、建築設備の機器、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第7条(関係事項の通知)

- 1 受注者は、発注者に対して、この工事に関し、次の各号に掲げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。
 - (1) 現場代理人及び監理技術者・主任技術者の氏名
 - (2) 雇用管理責任者の氏名
 - (3) 安全管理者の氏名
 - (4) その他発注者が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
- 2 受注者は、発注者に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第8条(受注者の関係事項の通知)

- 1 受注者がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合(当該第三者を、以下「下請負人」という。)、受注者は、発注者に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。
 - (1) 下請負人の氏名及び住所(法人であるときは、名称及び工事を担当する営業所の所在地)
 - (2) 建設業の許可番号
 - (3) 現場代理人及び監理技術者・主任技術者の氏名
 - (4) 雇用管理責任者の氏名
 - (5) 安全管理者の氏名
 - (6) 工事の種類及び内容
 - (7) 工期
 - (8) その他発注者が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
- 2 受注者は、発注者に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第9条(監理者)

- 1 発注者は、監理者を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知する。
- 2 監理者は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監理者に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は下請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

工事契約約款 (E&I)

- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 発注者は、監理者にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監理者を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監理者の有する権限の内容を、書面をもって受注者に通知する。
- 4 発注者が第1項の監理者を定めないときは、この約款に定められた監理者の権限は、発注者が行う。

第10条(現場代理人及び監理技術者・主任技術者)

- 1 受注者は、工事現場に現場代理人を置くことができる。現場代理人を置く場合、受注者はその氏名等を発注者に通知する。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この約款に基づく受注者の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使する。ただし、現場代理人の権限については、受注者が特別に委任し、又は制限したときは、発注者の承諾を要する。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、建設業法等の法令の定めに従って、工事施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者等を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知する。また、専門技術者を定める場合、書面をもってその氏名を発注者に通知する。
- 5 現場代理人、監理技術者・主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第11条(履行報告)

受注者は、この契約の履行報告につき、設計図書に定めがあるときは、その定めるところにより発注者に報告しなければならない。

第12条(工事関係者に関する措置請求)

- 1 発注者は、受注者の現場代理人、監理技術者・主任技術者等、その他受注者が工事を施工するために使用している作業員、下請負人等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と発注者が認めるときは、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 受注者は、監理者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 3 発注者又は受注者は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第13条(工事材料及び建築設備の機器等)

- 1 工事材料又は建築設備の機器の品質については、設計図書に定めるところによる。工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質のものを使用する。
- 2 受注者は、工事材料を用いるにあたり、発注者が検査又は試験の必要を認めたものについては、検査又は試験に合格したものを使用する。
- 3 前項の検査又は試験に必要な費用は、別に定める場合を除き、発注者の負担とする。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査又は試験の結果不合格と決定された工事材料については受注者の責任において遅滞なく工事現場外に搬出する。
- 5 前五項の規定は、建設機械器具についても準用する。

第14条(発注者の立会い及び工事記録の整備)

- 1 受注者は、調査を要する工事材料のうち発注者が必要と認められたものについては、発注者又は監理者(以下「発注者等」という。)の立会いを受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。
- 2 受注者は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することのできない工事のうち発注者が必要と認められたものについては、発注者等の立会いを受けて施工する。
- 3 発注者等は、受注者から前二項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
- 4 受注者は、この契約において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするときは、この契約で定めるところによりその見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者等の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

第15条(支給材料及び貸与品)

- 1 発注者から受注者への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 工程の変更により支給材料及び貸与品の引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 発注者は、支給材料及び貸与品を、受注者の立会いのもと、検査して引き渡す。この場合において、受注者は、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、遅滞なくその旨を書面をもって発注者又は監理者に通知する。

工事契約約款 (E&I)

- 4 発注者は、受注者から前項後段の規定による通知（監理者に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 5 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管する。
- 6 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後第3項の検査により発見することが困難であった、種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないこと等が明らかになるなど、使用に適当でないことと認められるときは、遅滞なく発注者又は監理者にその旨を通知する。この場合においては、第4項の規定を準用する。

第16条（設計図書不適合の場合の改造義務）

- 1 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、発注者とその改造を請求したときは、改造に要する費用は、発注者及び受注者が協議して合理的な負担を定めるものとする。ただし、その不適合が受注者の責めに帰すべき理由のみによる場合は、改造に要する費用は受注者が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、合意の上、工期を変更する。
- 2 次の各号のいずれかの場合に生じた設計図書のとおりを実施されていないと認められる施工については、受注者は、その責任を負わない。
 - (1) 発注者等の指示によるとき。
 - (2) 支給材料、貸与品、設計図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は図面及び仕様書に指定された施工方法によるとき。
 - (3) 第13条又は第15条の検査又は試験に合格した工事材料又は建築設備の機器によるとき。
 - (4) その他施工について発注者等の責めに帰すべき事由によるとき。

第17条（条件変更等）

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、速やかに書面をもってその旨を発注者又は監理者に通知し、その確認を求める。
 - (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
 - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 発注者又は監理者は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって受注者に通知する。
- 3 第1項各号に掲げる事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

第18条（工事の変更及び中止等）

- 1 発注者は、必要があるときは、書面をもって受注者に通知し、受注者と協議のうえ、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、工期又は請負代金額を変更することができる。
- 2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認めるときは、受注者は、工事の全部又は一部の施工を中止することができる。この場合、受注者は工期遅延の責任を負わないものとし、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 発注者は、前二項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。

第19条（受注者の請求による工期の延長）

- 1 受注者は、不可抗力、受注者の責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更することができる。

第20条（請負代金額の変更）

- 1 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
 - (1) 工事の追加又は変更があったとき。

工事契約約款 (E&I)

- (2) 工期の変更があったとき。
 - (3) 第3条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。
 - (4) 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。
 - (5) この契約締結時点で予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の変更等によって、請負代金額が明らかに適当でないとき認められるとき。
 - (6) 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金等の変動によって、この契約を締結した時から1年を経過した後に起工した工事部分に対する請負代金相当額が適当でないとき認められるとき。
- 2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については発注者等の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。

第21条(臨機の措置)

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があるときは、臨機の措置をとる。この場合、受注者は、事前に発注者の意見を求め、緊急止むを得ないときは、事後速やかに講じた措置について発注者に報告する。
- 2 受注者が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないとき発注者と受注者が協議して認めた部分の費用については、発注者がこれを負担する。

第22条(損害の防止)

- 1 受注者は、工事の完成引渡しまで、自己の費用で、この契約の目的物、工事材料、建築設備の機器又は近接する工作物若しくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書及び関係法令に基づき、工事内容と環境に相応した合理的に必要な処置をする。
- 2 この契約の目的物に近接する工作物の保護又はこれに関連する処置で、発注者、受注者及び監理者が協議して、前項の処置の範囲を超え、請負代金額に含むことが適当でないものの費用は発注者の負担とする。

第23条(一般的損害)

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

第24条(第三者に及ぼした損害)

- 1 この工事の施工に関して第三者(この工事に関係する他の工事の受注者等を含む。以下この条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、受注者がその

損害を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについて、並びに、施工について受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事由により第三者に与えた損害については、この限りでない。

- 2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たる。

第25条(天災その他不可抗力による損害)

- 1 受注者は、天地災変、戦争(宣戦布告されたものを問わない。)、暴動、内乱、テロ行為、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、争議行為、機器の破損・突発的故障、地震、津波、疫病、感染症、公衆衛生上の危機、落雷、洪水、火災、通信回線の障害、サイバー攻撃、輸送機関又は保管中の事故、仕入先による供給の遅延又は不能、及びこの契約締結時に受注者が合理的に予見できない、又は受注者が合理的に制御できないその他の事由(この契約において、「**天災その他の不可抗力**」という。)によるこの契約又は個別契約の不履行についてその責任を負わず、生じた損害については、発注者がこれを負担する。
- 2 前項の規定により、発注者が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。
- 3 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者と受注者が協議してそれぞれの負担額を定める。

第26条(損害保険)

受注者は、工事中、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器等に火災保険又は建設工事保険を付した場合において、発注者からの請求があったときは、それらの証券の写しを発注者に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても、同様とする。

第27条(検査及び引渡し)

- 1 受注者は、工事が完成したときは、設計図書のとおりに実施されていることを確認して、その旨を発注者(発注者が監理者に本条の業務を委託している場合は、監理者)に通知する。
- 2 発注者等は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく受注者の立会いのもと、工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、発注者等は、当該検査の結果を受注者に通知する。
- 3 発注者等は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。
- 4 発注者等は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをする。

工事契約約款 (E&I)

- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して発注者等の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前四項の規定を適用する。
- 6 受注者が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず正当な理由なく発注者等が受けないときは、引渡しまでに要する費用を発注者に請求することができる。

第28条(法定検査)

- 1 前条の規定にかかわらず、受注者は、法定検査(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条から第7条の4までに規定する検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、発注者が申請者となっているものをいう。以下同じ。)に先立つ適切な時期に、工事の内容が設計図書のとおり実施されていることを確認して、発注者に対し、検査(発注者が立会いを監理者に委託している場合は、監理者立会いのもとに行う検査)を求める。
- 2 前項の検査に合格しないときは、受注者は、工期内又は発注者(発注者が検査立会いを監理者に委託した場合は、監理者)の指定する期間内に、修補し、又は改造して検査(発注者が立会いを監理者に委託している場合は、監理者立会いのもとに行う検査)を求める。
- 3 発注者は、受注者及び監理者立会いのもと、法定検査を受ける。この場合において、受注者は、必要な協力をする。
- 4 法定検査に合格しないときは、受注者は、修補、改造その他必要な処置を行い、その後については、前三項の規定を準用する。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が受注者の責めに帰すことのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、発注者及び受注者が協議して定める。
- 6 受注者は、発注者に対し、前項の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長又は請負代金額の変更を求めることができる。

第29条(その他の検査)

- 1 受注者は、前二条に定めるほか、設計図書に発注者又は監理者の検査を受けることが定められているときは、当該検査に先立って、工事の内容が設計図書のとおり実施されていることを確認して、発注者又は監理者に通知し、発注者等は、速やかに受注者の立会いのもとに検査を行う。
- 2 前項の検査に合格しないときは、受注者は、速やかに修補し、又は改造し、発注者又は監理者の検査を受ける。

第30条(部分使用)

- 1 発注者は、第27条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。
- 3 発注者は、第1項の規定による使用により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 部分使用につき、法令に基づいて必要となる手続(以下この項において「手続」という。)は、発注者(発注者が手続を監理者に委託した場合は、監理者)が行い、受注者は、これに協力する。また、手続に要する費用は、発注者の負担とする。

第31条(部分引渡し)

発注者は、工事目的物の一部について引渡しを受ける場合は、第27条(検査及び引渡し)に準じて検査を行い、その引渡しを受けることができる。この場合、部分引渡しにつき必要となる法令に基づく手続については、前条第4項を、その部分の請負代金相当額の支払いについては第34条(引渡し時の支払い)の規定をそれぞれ準用する。

第32条(前金払)

受注者は、注文書・注文請書において、前金払を約定したときは、その定めるところにより、発注者に対して請負代金についての前払を請求することができる。

第33条(部分払)

- 1 受注者は、原則として毎月末日締め切りで、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料(発注者の検査に合格したものに限る。)に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について、注文書・注文請書の定めるところにより、その部分払を請求することができる。
- 2 受注者は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料の確認を求める。この場合において、発注者は、その確認を行い、その結果を受注者に通知する。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより部分払を行う。
- 4 前払金の支払いを受けている場合においては、第1項の請求額は、次の式によって算出された金額以内とする。
請求額 = 第1項の請負代金相当額
× (請負代金額 - 受領済前払金額) / 請負代金額
× 9/10
- 5 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

第34条(引渡し時の支払い)

工事契約約款 (E&I)

- 1 受注者は、第27条第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより、請負代金を支払う。

第35条(部分払金等の不払に対する受注者の工事中止)

- 1 受注者は、発注者が前払金若しくは部分払金の支払いを遅延し、又は受注者に対する金銭債務(この契約に基づくものであるかを問わない。)の支払いを遅延したときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知する。
- 2 第18条第3項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。

第36条(契約不適合)

- 1 発注者は、引き渡された工事的目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「**契約不適合**」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて、書面をもって、履行の追完の催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて、書面をもって、代金の減額(減じる額は発注者と受注者の協議により定める。以下同じ。)を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) この契約の目的又は工事的目的物の性質に鑑み、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項にかかわらず、以下の各号に定める場合には、受注者は契約不適合責任を負わない。
 - (1) 天災その他の不可抗力に基づく工事的目的物の契約不適合

(2) 工事的目的物の仕様書で定められていない不適当な環境等により生じた工事的目的物の契約不適合

(3) 発注者の供した材料又は発注者の指図に起因する契約不適合

- 5 この契約において明示的に定めるものを除き、受注者は、発注者に対して、工事的目的物及びその利用に関し、第三者の権利の非侵害の保証を含め、いかなる保証も行わず、何らの責任も負わない。

第36条の2(契約不適合責任期間等)

- 1 発注者は、引き渡された工事的目的物に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(この条において以下「**請求等**」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年以内に限り、請求等を行うことができる。
- 3 前二項の請求等は、第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(この項及び第5項において以下「**契約不適合責任期間**」という。)の内に、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 5 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 6 発注者は、この契約の目的物の引渡しの際に、契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、書面をもってその旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がこの契約不適合があることを知っていたことを発注者が書面による証拠により立証したときは、この限りでない。
- 7 引き渡された工事的目的物の契約不適合が第16条(設計図書不適合の場合の改造義務)第2項各号のいずれかの事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。

第37条(履行遅滞の場合における損害金)

- 1 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。

工事契約約款 (E&I)

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額とする。ただし、損害金の合計額は請負代金額の10%を上限とする。また、当該損害金は、損害賠償額の予定として支払われるものであり、本条に基づく発注者の唯一かつ排他的な救済をなすものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第32条、第33条第3項又は第34条第2項(第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第38条(受注者の損害賠償請求)

受注者は、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときにおいて、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第39条(発注者の解除権)

- 1 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を書面をもって受注者に通知しその期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 受注者が正当な理由がなく、着手時期を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工事が正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、受注者が工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - (1) 受注者がこの契約の目的を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者が建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。
 - (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 破産、民事再生、会社更生、特定調停、特別清算その他倒産処理開始の申立てがなされ、又は債務に関し任意整理の表明があったとき。

第40条(法令遵守・反社会的勢力の排除)

- 1 発注者及び受注者は、相手方(相手方の役員等を含む。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると合理的な根拠に基づき認めるときは、何らの催告を要せずにこの契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であるとき、又は反社会的勢力が相手方の経営に実質的に関与しているとき。
 - (2) 相手方が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (3) 相手方がこの契約を履行するにあたり使用する下請負人等が、反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等であることを知りながら、使用しているとき。
 - (4) 相手方自ら又は第三者を利用して、発注者に対して、詐術的手法、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いて不当な要求を行ったとき。
 - (5) 相手方自ら又は第三者を利用して、発注者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為を行ったとき。
 - (6) 相手方自ら又は第三者を利用して、発注者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為を行ったとき。
 - (7) 相手方が反社会的勢力と何らかの関係を有しているとき。
- 2 各当事者は、この契約の履行に関して、当事者に適用のある関係法令等(高圧ガス保安、贈収賄防止、安全保障貿易管理、犯罪収益移転防止法令並びに人権の尊重及び環境保護に関する法令を含むが、これらに限らない。以下「法令等」という。)を遵守するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、前項の定めを遵守するための規程又は手続を整備し実施していることを相互に表明し、保証する。発注者がかかる規程を有しない場合、発注者は、この契約の履行にあたって、受注者の行動規範(以下のリンクにおいて入手可能)に定められた指針に従うものとし、自らの従業員その他の関係者をしてこれを遵守させるための合理的な措置をとるものとする。
<https://jp.airliquide.com/ethics>

第41条(発注者の任意解除権)

- 1 発注者は、工事が完成しない間は、30日前までに書面により受注者に通知することによって、この契約を解除することができる。
- 2 第43条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

工事契約約款 (E&I)

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第42条(受注者の解除権)

- 1 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第18条(工事の変更及び中止等)第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が十分の六以上減少したとき。
 - (2) 第18条第1項の規定による工事の施工の中止期間が6ヶ月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。
 - (4) 発注者が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなるとき。
 - (5) 工事の完成が不能であるとき又は発注者がその債務の履行をせず、受注者が催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかとなるとき。
- 2 第43条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
- 3 受注者は、第1項の規定により、この契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を発注者に対して請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第43条(解除に伴う措置)

- 1 この契約が解除された場合においては、発注者及び受注者は協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、後片付けの処置を行う。
- 2 工事の完成前にこの契約が解除された場合、発注者は、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。
- 3 発注者は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を受注者に支払う。
- 4 前項の場合において、第32条(前金払)の規定による前払金があったときは、その前払金の額(第33条(部分払)の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。
- 5 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第44条(秘密情報の取扱い)

- 1 発注者及び受注者は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報(以下「**秘密情報**」という。)を、次の各号の定めに従って取り扱うものとする。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって秘密として保持するものとし、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示しない。
 - (2) 前号にかかわらず、受注者は、自ら(受注者については受注者の関係会社を含む。)の役員及び従業員、並びに下請負人の役員及び従業員に対し、この契約の履行に必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。
 - (3) この契約の目的の範囲を超えて使用、複製又は改変してはならない。
 - (4) この契約が終了した場合又は開示者から書面にて要求を受けた場合、速やかに開示者に返却し、又は自らの責任で消却する。秘密情報が化体された有体物並びに秘密情報の複製物及び改変物も同様とする。
- 2 この契約において秘密情報とは、開示者が、受領者に対して次の各号に定める方法で秘密と指定し、開示した情報をいうものとする。
 - (1) 有体物(電子データを記録した記録媒体を含む。)で提供する場合、開示者が有体物の表面上に秘密情報であることを表示して、受領者に提供する方法
 - (2) 電子データで提供する場合、開示者が前号に定める表示が当該電子データを可読化した際に表示されるように当該電子データへ記録し、受領者に提供する方法
 - (3) 口頭、映像その他前二号に定める以外の方法で開示する場合、開示者が開示の際、当該情報が秘密情報である旨を受領者に告げ、当該開示後14日以内に、当該情報が秘密情報である旨を明示した書面を交付し、受領者に提供する方法
- 3 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。
 - (1) 開示者から開示される前に既に受領者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によることなく、受領者が独自に開発した情報
 - (3) 開示者からの開示の際に既に公知であった情報又は開示後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (4) 受領者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 4 本条第1項の定めにかかわらず、受領者は、法令等に基づき、秘密情報の開示を義務付けられた場合、当該義務の範囲で秘密情報を開示することができるものとする。ただし、当該開示を行うに当たっては、必要最小限の範囲で開示するものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)開示者に対して当該開示について通知するものとする。

工事契約約款 (E&I)

5 本条は、この契約の終了日又は工事目的物の引渡日のいずれか早く到来する日より3年間引き続き有効とする。

(以下余白)

第45条(個人情報保護)

- 1 各当事者は、この契約の履行にあたり、適用ある個人情報保護法令を遵守する。
- 2 各当事者は、相手方が、この契約の履行の過程で、自らの従業員、顧客その他の個人に関する個人情報を収集・保管することがあることに同意する。
- 3 各当事者は、この契約の履行の過程で取り扱う個人情報を、違法な若しくは誤った削除若しくは変更、又は権限に基づかない開示若しくはアクセスを防ぐため、個人情報の性質、事象発生の可能性及び問題となる個人の権利・利益の性質に応じ必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 4 本条において「個人情報保護法令」とは、個人情報の保護に関する法律、EU一般データ保護規則及び当事者に適用あるその他の個人情報保護に関する法令及び規則をいう。

第46条(紛争の解決)

この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事訴訟法に基づく訴訟手続きにより解決を図るものとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意する。

第47条(情報通信の技術を利用する方法)

この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、承諾、通知、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第48条(損害賠償の制限)

この契約に基づき又は関連して受注者(本条においては受注者の関係会社も含む。)が発注者に対して負担する賠償責任は、その事由又は法的根拠を問わず、発注者が直接被った現実に生じた損害の範囲に限るものとし、特別損害、派生的損害、間接的損害、拡大損害、逸失利益、機会の損失、人件費、信用毀損その他の無形的損害は含まない。また、かかる受注者の損害賠償責任は、この契約の請負代金額の3分の1相当額又は1,000万円のいずれか低い方を上限とする。

第49条(補則)

注文書、注文請書及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。